

議案第106号

湯梨浜町立老人福祉センター浴場利用条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町立老人福祉センター浴場利用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月5日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町立老人福祉センター浴場利用条例の一部を改正する条例

湯梨浜町老人福祉センター浴場利用条例（平成16年湯梨浜町条例第122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
第5条 東湖園の浴場利用については、これを維持管理するため利用者は次に定めた金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めた利用料を納付しなければならない。 (1) 大人 <u>300円</u>（様式第1号） (2) 略 (3) 乳幼児 <u>無料</u> 2 東湖園の浴場利用料は、次の金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めた割引の利用券を発行し、利用者は、これを購入して利用することができる。 (1) 大人 10回分 <u>2,700円</u>（様式第3号） (2) 小人 10回分 <u>900円</u>（様式第4号）	第5条 東湖園の浴場利用については、これを維持管理するため利用者は次に定めた金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めた利用料を納付しなければならない。 (1) 大人 <u>200円</u>（様式第1号） (2) 小人 100円（様式第2号） (3) 乳幼児 <u>50円</u>（様式第3号） 2 東湖園の浴場利用料は、次の金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めた割引の利用券を発行し、利用者は、これを購入して利用することができる。 (1) 大人 10回分 <u>1,800円</u>（様式第4号） (2) 小人 10回分 <u>900円</u>（様式第5号） (3) <u>乳幼児 10回分 450円</u>（様式第6号）

3 略 第6条 <u>前条に規定する大人とは中学生以上、小人とは小学生、乳幼児とは未就学児をいう。</u> 第7条 東湖園の浴場利用方法は、指定管理者の発行する利用券（様式第1号から<u>様式第4号</u>まで）を購入し、この利用券を指定管理者に渡して利用しなければならない。 <u>様式第3号（第5条関係）</u> 略 <u>様式第4号（第5条関係）</u> 略	<u>号）</u> 3 略 第6条 <u>前条に規定する大人とは、満12歳以上、小人とは満6歳以上満12歳未満、乳幼児とは満6歳未満をいう。</u> 第7条 東湖園の浴場利用方法は、指定管理者の発行する利用券（様式第1号から<u>様式第6号</u>まで）を購入し、この利用券を指定管理者に渡して利用しなければならない。 <u>様式第3号（第5条関係）</u> 【別記1参照】 <u>様式第4号（第5条関係）</u> 略 <u>様式第5号（第5条関係）</u> 略 <u>様式第6号（第5条関係）</u> 【別記2参照】
---	---

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

(赤色)

浴 場 利 用 券	
印	東 湖 園
	当 日 券
	乳 幼 児
湯 梨 浜 町 1人1枚	

【別記 2】

(赤色)

[illegible]